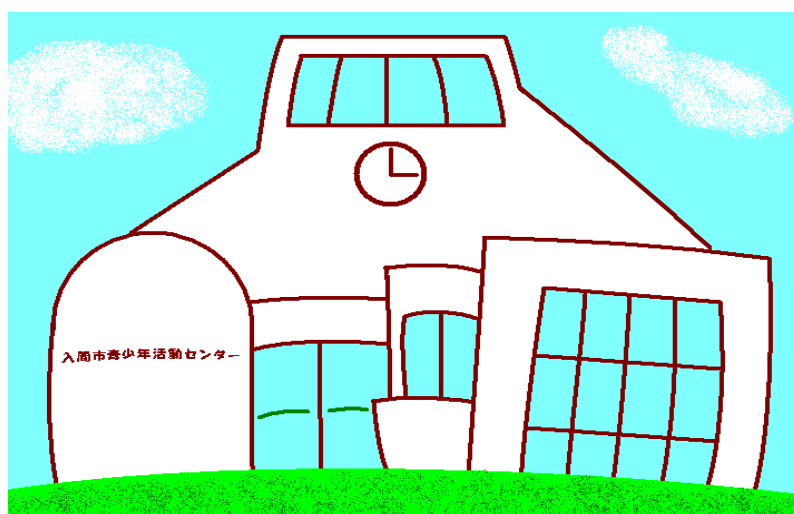


令和8年度 青少年活動センター要覧



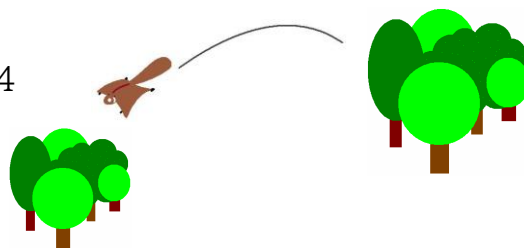
◇ 目 次 ◇

1. 施設の概要 1

- (1)設置目的
- (2)運営方針
- (3)施設配置
- (4)使用概要
- (5)沿革

2. 令和8年度事業等の概要 4

- (1)青少年活動センターが行う事業
- (2)令和8年度重点施策
- (3)令和8年度事業計画



資料編 6

- 入間市青少年活動センター条例
- 入間市青少年活動センター条例施行規則
- 入間市青少年活動センター年度別利用状況
- 令和7年度入間市青少年活動センター事業実施結果

1. 施設の概要

(1)設置目的（入間市青少年活動センター条例 第1条）

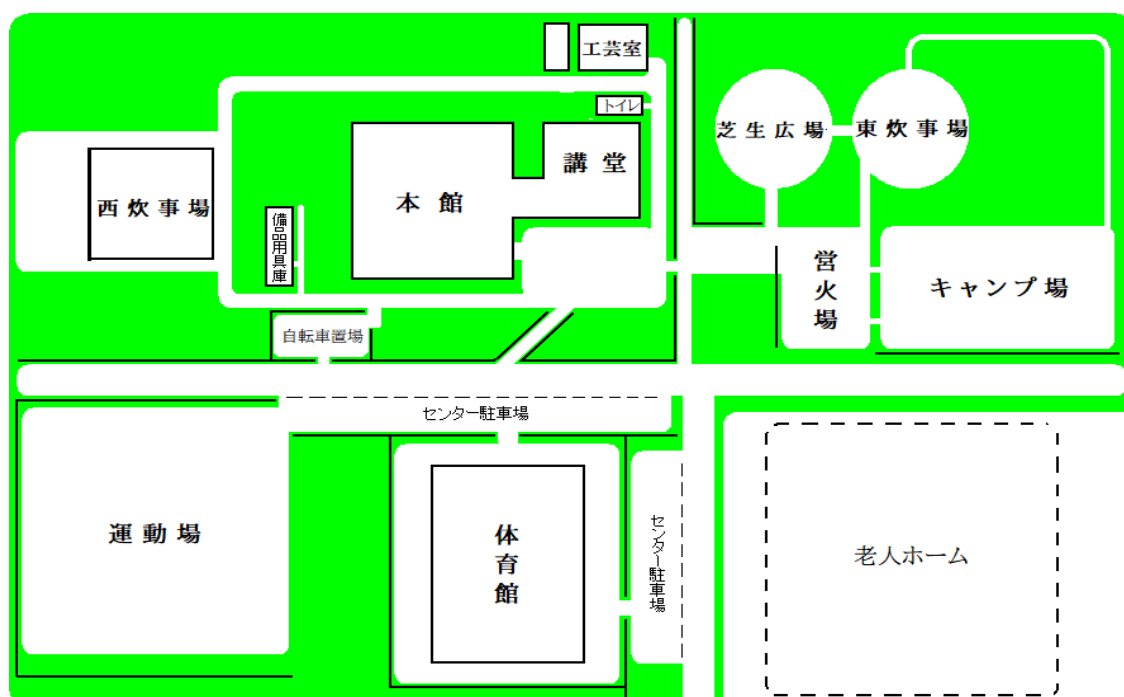
青少年の健全な育成を図るための社会教育施設として、青少年活動センターを設置する。

(2)運営方針

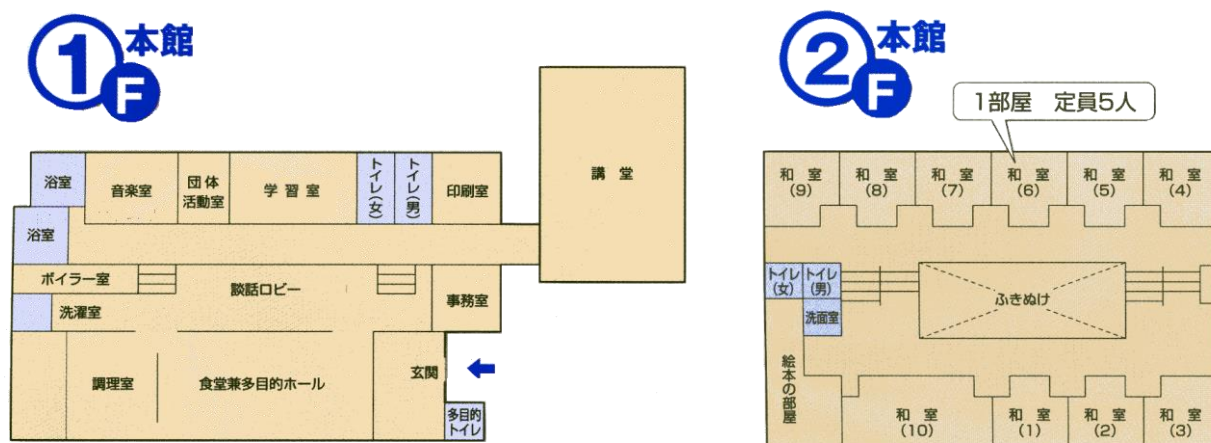
- ①青少年の興味の伸長や主体的な学びにつながる多様な体験機会を提供する施設として運営します。
- ②青少年の自己実現や自立の支援に向けて、主体的に活動できる施設として運営します。
- ③青少年の自己肯定感を高め、社会性を育む居場所として運営します。
- ④青少年の育成に関わる人や団体、組織を支援する施設として運営します。
- ⑤入間市全体の青少年教育の向上に向けて、多様な事業主体が連携しながら、様々な取り組みができる施設として運営します。

根拠法令	社会教育法
所在地	入間市大字小谷田1681番地1
敷地面積	○面積:38,093.06㎡
建 物	○本 館:講堂、食堂、宿泊室(和室)、浴室他 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1,391.71 ㎡ ○体育館:鉄骨造り 852 ㎡ ○野外活動施設:運動場、キャンプ場(営火場)、炊事場(西・東)

(3)施設配置 ≪全体配置図≫



≪館内配置図≫



(4)使用概要

① 使用対象

- ・市内及び西部地域まちづくり協議会圏域(所沢市・飯能市・狭山市・日高市)内に活動拠点のある青少年(小学校就学の始期から18歳に達するまでの者)、または青少年指導者の団体、青少年の健全育成を目的とした活動を行う団体

② 開館時間(日帰り利用)

- ・午前9時～午後10時(施設の利用は午後9時30分まで)

③ 休館日

- ・年末年始(12月29日～1月3日)

④ 使用手続き

- ・使用団体の登録を行った上で、センター窓口で使用許可申請を行います。

受付時間:午前9時～午後5時

・申込期間

宿泊使用:使用したい日のある月の3か月前の1日から7日前まで

日帰り使用:使用したい日のある月の前月の1日から当日まで

⑤ 使用上の留意点

- ・使用した場所は共有スペースを含めて、使用団体の皆さんに清掃していただきます。
- ・使用の際に発生したゴミは全てお持ち帰りください。
- ・施設内で次の行為は禁止します。

政治活動、宗教活動又は営利行為

喫煙

飲酒、酒気帯び状態での来所

その他、管理上必要な規制事項

(5)沿革

年	月	日	内 容
平成 15	4	1	埼玉県より移管
平成 16	3	25	本館改修工事 完了
//	4	17	リニューアルオープン・開館イベント
平成 17	3	20	利用説明会 開催
平成 18	3	10	本館講堂改修工事 完了
//	12	20	青少年活動センター運営協力会設立準備会 開催
平成 19	1	25	青少年活動センター運営協力会 設立
平成 20	12	18	屋外トイレ改修工事 完了
平成 21	5	下	本館2階トイレ改修工事 完了
平成 22	4	11	運営協力会・屋外掲示板設置
//	5	30	運営協力会・グラウンド六角ベンチ設置
平成 23	3	19	東日本大震災一時避難所開設(～4月30日)
//	11	－	本館ガラス飛散防止フィルム設置工事 完了
平成 24	3	－	本館浴室用給湯器取替工事 完了
平成 25	10	－	食堂・学習室空調機交換工事 完了 (金子中学校仮設校舎設備移設工事)
平成 26	3	16	青少年活動センター10周年記念式典・関連事業 (※マスコットの愛称を「茶夢」に決定)
//	12	－	本館2階トイレ内装改修工事 完了
平成 27	3	6	受変電設備改修工事 完了
//	4	26	青少年活動センターピザ窯製作・完成披露
平成 28	7	20	本館宿泊室天井張替等工事 完了
//	8	14	市制施行50周年記念事業・青少年活動センター愛称募集 (※センターの愛称を「ちゃむセン」に決定)
平成 29	2	1	本館ロビー空調設備改修工事 完了
//	4	1	入間市組織機構の見直しにより教育委員会(生涯学習課)から市長部局(青少年課)へ移管
令和 3	7	19	本館内無線 LAN 導入
令和 4	10	31	西・中炊事場老朽設備撤去
//	12	27	野外体験施設無線 LAN 導入
令和 5	2	28	芝生広場多目的デッキ整備、屋外用トイレ改修工事 完了
令和 7	2	20	運動場既設石積擁壁伸縮目地補修工事完了
令和 7	6	6	体育館消火栓ポンプ改修工事完了

2. 令和8年度事業等の概要

(1) 青少年活動センターが行う事業(入間市青少年活動センター条例 第5条)

- ① 青少年の生活体験活動、自然体験活動及び社会体験活動に関する事。
- ② 青少年の科学学習に関する事。
- ③ 青少年の芸術活動、スポーツ活動及びレクリエーション活動に関する事。
- ④ 青少年の健全育成を目的とする団体の育成及び指導者の養成に関する事。
- ⑤ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(2) 令和8年度重点施策

① 青少年の体験事業の充実

(目標) 青少年の発達段階に応じた多様な体験機会を提供します。

- ・青少年を対象とした自然、社会、文化、スポーツ等の体験事業の実施
- ・青少年活動センター運営協力会等との協働による体験事業の実施
- ・プレ世代(未就学児と保護者)を対象にした自然体験事業の実施

② 青少年の居場所づくりの充実

(目標) 青少年の自己肯定感や社会性を育む居場所づくりに取り組みます。

- ・青少年を対象とした「施設開放」の取り組みを推進
- ・食を通じた居場所事業「むささび食堂」の実施
- ・NPO法人との協働による居場所機能の向上に向けた図書の整備
- ・市民活動団体等への業務委託による居場所づくりの推進

③ 青少年活動団体・個人の育成及び協働の推進

(目標) 青少年活動団体を支援し、協働事業や人材育成事業の充実を図ります。

- ・青少年活動団体への活動支援(助言、コーディネート等)及び協働による事業実施
- ・各種事業への協力や施設環境の整備を行う市民ボランティアの育成推進

④ 青少年を対象にしたスタッフ及びリーダーの養成

(目標) イベントの企画運営や活動を通して、青少年のスタッフ養成につなげます。

- ・青少年を対象とした青少年活動センターフェスティバル企画運営体験の実施

⑤ 環境改善・施設整備の充実

(目標) 施設の安全な維持管理を徹底し、安定的・魅力的な施設を提供します。

- ・青少年活動センター運営協力会との協働による施設の整備
- ・修繕事業の計画的な実施と柔軟な緊急修繕への対応
- ・市民ボランティアを活用した施設環境整備の推進

⑥ 施設利用の促進

(目標) 施設の魅力と能力を生かし、多くの市民に利用される運営に取り組みます。

- ・家族や個人の利用促進につなげる施設開放事業の実施
- ・炊事場やキャンプ場を個人の利用に開放する「ファミリーバーベキュー&デイキャンプ」の実施
- ・施設の魅力を発信し、利用しやすくする広報事業の充実

令和8年度事業計画

1. 主な主催事業

事業名	分野	対象	実施日等	内容
施設開放事業	居場所づくり	主に小学生～高校生	通 年	こどもの居場所及び保護者や団体の交流場所として施設の一部を開放する。予約なく、気軽に集い、遊びや体験、学び、交流ができる場を提供する。
むささび自習室	居場所づくり	主に小学生～高校生	通 年	主に学校の長期休業期間において、こどもの学習能力や自立性、自主性を育み、成長に役立つことを目的に自主的に学習等の活動が行える場を提供する。
むささび食堂	居場所づくり	小学生～一般成人	年9回	食を通じたこどもの居場所として、調理や食事、遊びの場を提供する。市民活動団体と連携し、青少年を含む市民スタッフの協力により実施する。
森あそびクラブ	自然体験	小学生	年6回	野外での遊びを通して季節の移り変わりを感じ、自然との関わり方を学ぶ機会としていく。季節ごとの自然を体感できる様々な遊び体験プログラムを提供する。
放課後いきものクラブ	自然体験	小中学生	通 年	センターに来るこどもを対象に参加者を募り、場内の自然についての解説や生息する生き物と触れ合うことの出来る機会を継続的に提供していく。
おやこ森あそび	自然体験	未就学児とその保護者	月1回	センターの野外施設を活用して、親子で自然に親しみながら気軽に過ごせる場所を提供し、こどもの豊かな感性を育む。
日暮れの森のかんさつ会	自然体験 科学学習	小中学生とその保護者	年2回	日中とは違う顔を見せる夜の森の自然観察や焚き火をしながら過ごすことで、身近な自然を知り、大切にすることを育む。
バードウォッチング入門	自然体験	未就学児とその保護者	年1回	姿を捉えやすくなる冬に野鳥観察を行うことで、双眼鏡の使い方を学びながら、鳥の習性などを知り、自然や生物に対する興味を持つ機会とする。
青少年活動センターフェスティバル	社会体験	乳幼児～一般成人	年2回	イベント企画への参画によりこどもの自主性や社会性、コミュニケーション力を育むとともに、青少年活動団体の周知や相互交流を促進する場として実施する。
ファミリーバーベキュー &デイキャンプ	レクリエーション	青少年及びその家族	通 年	団体利用のない日に炊事場やキャンプ場をこどもを含む家族等に開放して、幅広い市民が野外活動を体験し、親しむことのできる機会を提供する。
森のデイキャンプ体験	レクリエーション	小中学生とその保護者	年2回	手軽にできる野外体験で、自然とのつきあい方や楽しみ方など、野外活動の初歩を親子で学ぶ機会を提供する。
みんなでたき火デー	レクリエーション	乳幼児～一般成人	年2回	たき火を中心に野外での様々な過ごし方を誰でも気軽に体験できる開放型イベントとして実施する。
むささびの森のクリスマス	芸術文化	小学生	年1回	豊かな自然環境を活用した季節のイベントとして実施する。自然の中でアートや創作に関わる機会を提供し、こどもの豊かな感性を育む。
ネイチャークラフトたいけん	芸術文化	小学生	年3回	センター周辺の自然素材を活用して、工作を行うことで自然の楽しみ方、利用方法を学ぶとともに、工作道具の使い方を学び、身に着ける機会とする。
七宝焼体験	芸術文化	小中学生	年4回	市民サークルと連携して七宝焼アクセサリーづくりの体験教室を実施し、こどもの感性や創造力を育む。
植物画作成	科学学習	小学生～一般成人	随時	入間市植物画同好会と連携し、センター周辺の植物画を活用した、自然を学ぶ学習機会を提供する。
青少年活動者研修	指導者養成	青少年活動団体・個人 (高校生以上)	(未定)	青少年教育関係部署や活動団体と連携し、青少年活動に役立つ知識の習得や活動者同士の交流の場を提供する。
青少年活動センターボランティア活動	指導者養成	小学生～一般成人	月1回	ボランティアスタッフを募集して、センター周辺の自然環境の保全や、様々なイベント事業に協力してもらい、青少年教育のための環境整備を図る。
各種体験活動	(未定)	小学生～	年8回以上	専門知識を有する市民活動団体等にこどもを対象とする事業の企画立案と運営を委託することでセンターの特長を生かした各種体験活動の機会を提供する。

2. 団体協力・協働・共催などによる事業

事業名	分野	対象	実施日等	内容
森のこども図書室（企画運営：NP0法人マナビダネ）	居場所づくり (協働)	小学生～高校生	随 時	NP0や市民スタッフとの協働により、市内在住・在学の小中高生が気軽に立ち寄り、本と触れ合い過ごすことのできるスペースを整備、運営する。
もぐらタイム（企画運営：入間市青少年相談員協議会）	自然体験 (協働)	小学生	年3回	様々な遊びを通じてこども達のつながりや成長を育む事業として実施する。
いるぱーく（企画運営：いるまプレーパーク作り隊）	社会体験 (協働)	乳幼児～一般成人	年12回	自然の中で、様々な年代のこども達が交流しながら、自分の責任で自由に遊び、生きる力を育む「冒険あそび場」を展開する。
青少年活動センター運営協力会 協働事業	社会体験 (協働)	小学生～一般成人	年数回	協働により、青少年のための施設整備や居場所づくり、自然の中での親子体験などの事業を企画運営する。
彩の国郷土かるた入間市大会 (企画運営：入間市子ども会育成会連絡協議会)	社会体験 (共催)	市子連加盟の子ども会会員	12月上旬	郷土かるたを通じて、仲間と協力し合い互いを思いやる心、郷土愛を育む。（県大会予選）

資料編

○入間市青少年活動センター条例

平成15年3月31日

条例第15号

改正 平成28年9月30日条例第27号

(設置)

第1条 青少年の健全な育成を図るための社会教育施設として、青少年活動センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年活動センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
入間市青少年活動センター(以下「センター」という。)	入間市大字小谷田1681番地1

(定義)

第3条 この条例において「青少年」とは、小学校就学の始期から18歳に達するまでの者をいう。

(施設)

第4条 センターの施設は、別表のとおりとする。

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の生活体験活動、自然体験活動及び社会体験活動に関すること。
- (2) 青少年の科学学習に関すること。
- (3) 青少年の芸術活動、スポーツ活動及びレクリエーション活動に関すること。
- (4) 青少年の健全育成を目的とする団体の育成及び指導者の養成に関すること。
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第6条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(平28条例27・旧第7条繰上)

(休所日)

第7条 センターの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(平28条例27・旧第8条繰上)

(使用者の範囲)

第8条 センターの施設を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 青少年又は青少年活動指導者の団体
- (2) 青少年の健全育成を目的とする団体

(3) その他市長が特に認める者

(平28条例27・旧第9条繰上・一部改正)

(使用の許可)

第9条 センターの施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

3 市長は、第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号の一に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を生じることがあっても、市長はその責めを負わない。

(1) 許可申請に偽りがあったとき。

(2) この条例又は条例に基づく規則に違反があったとき。

(平28条例27・旧第10条繰上・一部改正)

(使用料)

第10条 センターの使用料は、無料とする。

(平28条例27・旧第11条繰上)

(原状回復)

第11条 使用者は、センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の使用が終わったときは、速やかに施設等を原状に復し、かつ、清掃をしなければならない。

(平28条例27・旧第12条繰上)

(損害賠償)

第12条 自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(平28条例27・旧第13条繰上)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(平28条例27・旧第14条繰上・一部改正)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(入間市青少年活動センター条例の改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行前に第20条の規定による改正前の入間市青少年活動センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の入間市青少年活動センター条例の規定によりなされた行為とみなす。

別表(第4条関係)

区分	施設名	
貸出施設	本館	和室(1、2、3、4、5、6、7、8、9、10)
		講堂
		食堂兼多目的ホール
		調理実習室
		学習室
		工芸室
		音楽室
	体育館	競技場
	野外活動施設	運動場
		キャンプ場
		炊事場
開放施設	本館	絵本の部屋
		談話ロビー

○入間市青少年活動センター条例施行規則

平成28年9月30日

規則第44号

(趣旨)

改正 令和2年2月14日規則第3号

第1条 この規則は、入間市青少年活動センター条例(平成15年条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 入間市青少年活動センター(以下「センター」という。)を日帰りで使用できる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、変更することができる。

(施設の使用手続)

第3条 条例第9条第1項の規定により、センターの施設を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、入間市青少年活動センター施設使用許可・変更許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による使用の許可申請の受付は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日帰りで使用する場合は、使用しようとする日の属する月の前月の1日から受け付けるものとする。

(2) 宿泊して使用する場合は、使用しようとする日の属する月の3か月前の1日から受け付けるものとする。

(3) 前二号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 宿泊して使用する申請者は、第1項の申請書に活動計画書を添付しなければならない。

4 条例第9条第1項の規定による使用及び変更の許可は、入間市青少年活動センター施設使用許可・変更許可書(様式第2号)を交付して行うものとする。

(禁止行為)

第4条 センターを使用する者又はセンターに入所する者(以下「使用者等」という。)は、センター内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利行為

(2) 許可を受けないで物品の販売等をする行為

(3) 前二号に掲げるもののほか、市長が管理上支障があると認める行為

(入所の拒否等)

第5条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入所を拒み、又は退去を命じることができる。

(1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがある者

(2) 風紀を乱し、又は乱すおそれがある者

(3) 前二号に掲げるもののほか、センターの管理上支障がある者

(遵守事項)

第6条 使用者等は、市長の定める注意事項を守り、センターの職員の指示に従わなければならない。

(所掌事務)

第7条 センターの所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 条例第5条に規定する事業の企画運営に関すること。

(2) センターの使用に関すること。

(3) センターの維持管理に関すること。

(4) 前三号に掲げるもののほか、センターの庶務に関すること。

(所長専決事項)

第8条 所長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) センターの使用許可に関すること。

(2) 所属職員の1泊以内の出張に関すること。

(3) 所属職員の引き続き3日以内の年次有給休暇の付与に関すること。

(4) 所属職員の特別休暇のうち生理に係る休暇及び引き続き3日以内の夏季休暇の承認に関すること。

(5) 所属職員の時間外及び休日の勤務の裁定に関すること。

(6) 所属職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること。

(7) センターに係る軽易な文書の收受、発送及び整理保存に関すること。

2 前項の規定による専決事項であっても、異例に属し、又は先例となると認めるときは、上司の決裁を受けなければならない。

(令2規則3・一部改正)

(運営協力会)

第9条 センターの円滑な運営を図るため、運営協力会を置くものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29 年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に組織機構の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則(平成28年教委規則第4号)第9条の規定による廃止前の入間市青少年活動センター条例施行規則(平成15

年教委規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の規定によりなされた行為とみなす。

附 則(令和2年規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

※ 様式第1号、様式第2号については紙面の都合上割愛します。

入間市青少年活動センター年度別利用状況

◇利用者集計表

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
幼 児	529	866	809	915	1,308	1,423	1,241	1,317	1,102	357	570	560	1,032	1,501	1,461
小学生	8,806	9,257	8,961	9,900	9,919	10,900	12,059	10,824	8,888	2,939	5,116	6,411	8,041	11,003	9,426
中学生	2,914	2,947	3,485	2,394	2,910	3,895	3,072	3,439	3,209	975	1,904	1,883	2,798	2,966	3,627
高校生	701	835	872	853	1,055	993	1,304	1,245	1,671	572	893	1,307	1,061	1,062	1,010
指導者	3,399	4,027	3,550	3,715	4,294	4,476	4,419	4,728	4,595	1,008	1,781	2,592	2,990	3,037	3,074
その他	5,649	6,329	7,191	6,409	6,626	7,413	7,630	6,269	6,025	1,774	2,597	3,748	5,254	5,679	5,533
計	21,998	24,261	24,868	24,186	26,112	29,100	29,725	27,822	25,490	7,625	12,861	16,501	21,176	25,248	24,131

※その他は、青少年の保護者、青少年事業に協力した団体等の成人等

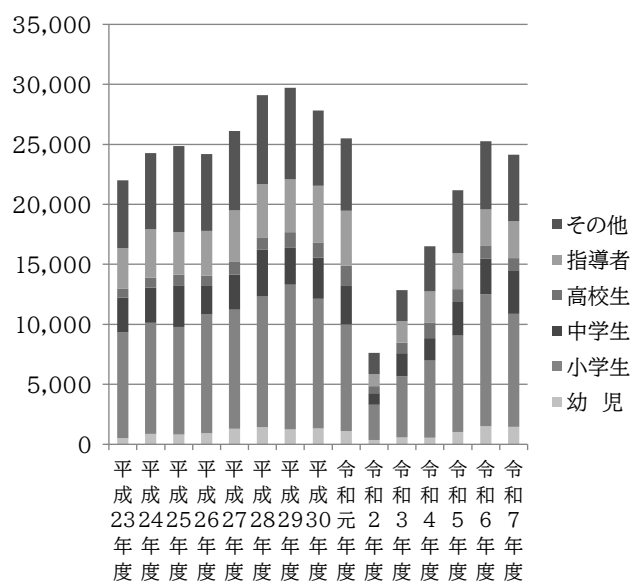
◇利用件数集計表

(単位:件)

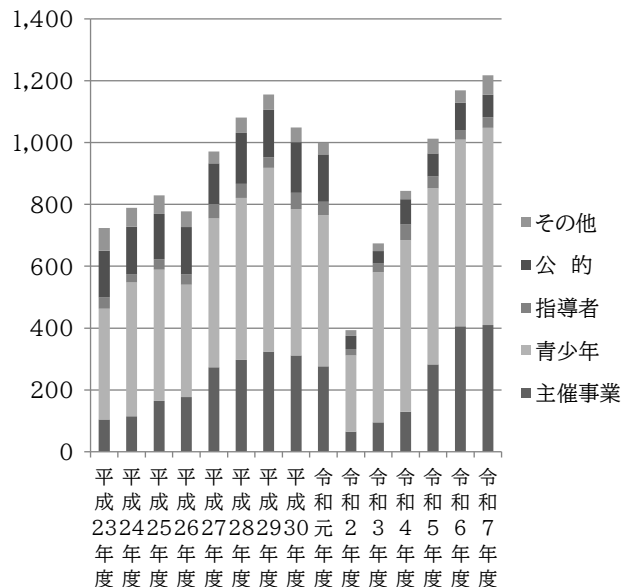
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
主催事業	104	115	164	177	273	297	324	311	276	65	95	129	282	406	410
青少年	359	433	425	363	482	524	594	474	489	247	486	555	570	603	638
指導者	36	27	33	34	46	46	35	53	44	20	28	51	38	32	34
公 的	151	153	147	153	132	164	153	163	153	43	40	82	75	88	72
その他	74	61	60	50	38	50	49	48	37	18	25	27	48	40	64
計	724	789	829	777	971	1,081	1,155	1,049	999	393	674	844	1,013	1,169	1,218

※その他は、福祉施設の施設利用及び青少年事業に協力した大人の団体等

◆利用人数



◆利用件数



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により下記期間を休館とした
4月7日～6月30日、12月29日～3月21日

令和7年度 入間市青少年活動センター事業実施結果

1.主な主催事業

人数は延べ人数

事業名	分 野	対 象	内 容	開催回数	参加者	講師 スタッフ	その他
施設開放事業	居場所づくり	主に小学生～高校生	こどもたちの居場所となるよう施設の一部を開放し、気軽に集まり、自由に遊び、体験し、学べる場を提供しました。	通年	2,245	-	-
むささび食堂	居場所づくり	小学生～一般成人	市民スタッフの協力により、食を通したこどもの居場所づくりとして、調理や食事の場、遊び場を提供する「こども食堂」を運営しました。	7	602	40	-
森あそびクラブ	自然体験	主に小学生	野外での季節に応じた遊びを通して季節の移り変わりを感じ、自然とのかかわり方を学ぶ機会を提供しました。	6	50	-	21
おやこ森遊び	自然体験	乳幼児と保護者	乳幼児と保護者を対象に、親子でふれあいながら、自然の中で遊び、様々な体験をする機会を提供することで、こどもたちの豊かな育ちにつなげました。	10	154	33	4
おやこ森遊びスペシャル	自然体験	小学生以下のこどもと保護者	夏休みに、おやこ森遊びの対象を小学生まで広げ、親子でふれあいながら、自然の中で遊び、様々な体験をする機会を提供することで、こどもたちの豊かな育ちにつなげました。	1	31	3	3
日暮れの森のかんさつ会	自然体験 科学学習	小学生と保護者	夕方から夜にかけての森の中で、たき火をしたり、森の生き物観察を行いながら、日中とは違う姿にふれることで生き物や自然への理解を深めました。	2	23	-	-
青少年活動センターフェスティバル	社会体験	乳幼児～高校生、一般成人	事業の企画運営を行う小学5年生から高校生までの青少年ボランティアスタッフを募り、主体性や社会性を育むとともに、団体交流と活動のPR、施設の周知を図りました。	2	1,727	143	-
ファミリーパーベキュー&デイキャンプ	レクリエーション	青少年及びその家族	団体の施設利用のない日に炊事場やキャンプ場を開放して家族や友人と過ごす場を提供しました。	通年	57	-	-
ネイチャークラフト体験	自然体験	小学生	サクラやクサギの実を利用した草木染体験や、施設内の森の材料を使ったつるし飾りづくりを通して、身近な自然に親しみ、活用する機会を提供しました。	3	20	-	6
ミニ門松づくり	自然体験	小中学生	お正月を迎える飾りとして竹を切ったり、さまざまな自然の材料を使ったミニ門松を作ることで、季節を感じ、感性を育む事業として実施しました。	2	20	-	12
みんなでたき火デー	レクリエーション	乳幼児～一般成人	誰でも気軽に参加して、たき火中心に野外での様々な過ごし方を体験できる開放型イベントとして実施しました。	2	141	11	-
森のデイキャンプ体験	レクリエーション	小中学生とその保護者	たき火台を使ってごはんやおやつを作ったり、キャンプ道具の使い方を学ぶことで、自然に親しみながら家族で楽しく過ごせる体験を提供しました。	2	26	-	-
里山ねいちャーズキャンプ (企画運営:ELFIN体験共育くらぶ)	自然体験 野外活動	小学4年生～中学3年生	森を題材として遊ぶ中から、自然と親しみ、環境について学び、感じ・考え・行動する力を育む活動として、枝や倒木を利用した寝床作り、アウトドア料理、ムササビ観察等を実施しました。	1	10	3	-
和太鼓で仲間づくり！ (企画運営:一般社団法人 moonlightproject/太鼓 集団響)	芸術文化	小学生～高校生	集団での楽器演奏を通して仲間意識やコミュニケーション能力を高め、自己表現する喜びを感じることで青少年の成長につながる事業として実施しました。	2	17	9	20
音楽づくりワークショップ みつけよう！むささびの森 のミュージック (企画運営:ここっと)	芸術文化	小学生	センターの森の音を聞き、仲間と相談しながら森の素材や体を使って自由に曲作りをすることで、仲間たちとのコミュニケーションや創作、表現の楽しさを学びました。	1	5	8	30
芸術の秋 金管楽器アンサンブル合宿 (企画運営:とこなっつ)	芸術文化	小学生～高校生の 金管楽器奏者	プロの演奏者から楽器の正しい奏法を学ぶとともに、アンサンブルを通して仲間との協力やコミュニケーションスキルを高めあいました。	1	9	10	12

作る！遊ぶ！パパママ工務店：みんなで作って、みんなで遊ぶの会 (企画運営：NPO法人 AIKURU)	生活体験	幼児～中学生の親子	親子で参加し、参加者が共同で木製遊具を製作することで、こどもの遊びの環境の充実と、参加者間の交流により子育て世代の連帯と子育て意識の向上を図りました。	3	160	15	-
作る！遊ぶ！パパママ工務店「親子で〇〇を作る会」	生活体験	幼児～中学生の親子	親子でものづくりを行うことで、こどもと保護者、双方の育ちを支援するとともに、参加者同士の仲間づくりの促進、子育て環境の充実を図りました。	2	101	10	-
むささびの森のクリスマス	社会体験 芸術文化	小学生	キャンプ場を会場に自然素材を使ったクリスマスの飾りづくりや参加型の演奏会を行い、季節の変化を感じながら、表現する喜びと参加者間の交流により成長する機会を提供しました。	1	23	25	36
七宝焼たいけん	芸術文化	小学生	市内で活動する七宝焼サークルと連携し、こどもたちの豊かな感性を育む事業として、七宝焼の体験教室を定期的に開催しました。	4	37	12	-
植物画作成	科学学習	小学生～一般成人	入間市植物画同好会と連携して、施設周辺や加治丘陵等の植物画を活用した教材づくりをしました。	23	-	35	141
青少年活動センターボランティア活動	指導者養成	小学生～一般成人	青少年の育成に携わっていただく市民ボランティアを募集し、施設整備や野外活動など青少年活動センターの運営に協力し、年間を通じて活動しました。	12	46	-	-

2. 団体協力・共催事業・後援などによる事業

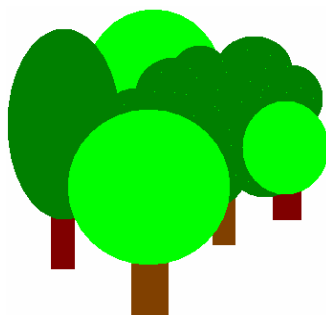
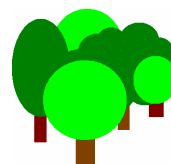
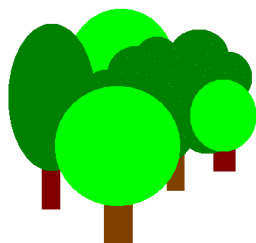
事業名	分野	対象	内 容	開催回数	参加者	講師 スタッフ	その他
森のこども図書室 (企画運営：NPO法人マナビダネ)	居場所づくり (協働)	小学生～高校生	NPOとの協働により、市内在住・在学の小中高生が気軽に立ち寄り、読書できる環境の整備に取り組み、居場所機能の充実を図りました。	-	-	-	-
もぐらタイム (企画運営：入間市青少年相談員協議会)	自然体験 (協働)	小学生	様々な遊びを通じてこどもたちのつながりを育てました。2回はセンターの企画で、加治丘陵の自然を活用する事業を計画し、自然に対するこどもの興味や感性を育みました。	7	126	-	-
いるばーく (企画運営：いるまプレーパーク作り隊)	社会体験 (協力)	年齢制限なし	自分の責任で自由に遊ぶ冒険遊び場プレーパークを展開しました。野外での自由な遊びの中で、親子のふれあい、異年齢集団における関わり方を学び、遊びを通じて青少年の生きる力を育みました。	9	743	51	-
青少年活動センター運営協力会協働事業	社会体験 (協働)	小学生～一般成人	運営協力会との協働により施設整備や「むささびの森のクリスマス」「青少年活動センターフェスティバル(春・夏)」を開催しました。	21	49	-	-
彩の国郷土かるた大会 (企画運営：入間市子ども会育成会連絡協議会)	社会体験 (共催)	市子連加盟の子ども会会員	郷土かるたを通じて、仲間と協力し合い互いを思いやる心や郷土愛を育みました。	1	45		-

★「その他」：参加者ではない人(保護者や未就学児等の見学者、随行者等の人数)



青少年活動センターマスコット

むささびの「茶夢(ちゃむ)」



令和8年度 青少年活動センター要覧

発行月 令和8年7月

発行 入間市こども支援部青少年課(青少年活動センター)

〒358-0026 入間市小谷田1681-1

電話 04-2962-1005

FAX 04-2962-1073